

白老町

定住促進若年層住宅取得支援事業

若年世帯・子育て世帯向け

新築住宅建設費用



中古物件購入費用




分譲宅地取得費用



補助対象者

- ・若年世帯（世帯主が18歳以上40歳未満の世帯）
- ・子育て世帯（中学以下の子を扶養し、かつ同居している世帯）
- ・新築住宅、中古住宅及び分譲地を取得し、かつ定住の意思を有する方
- ・新築住宅、中古住宅及び分譲地の取得に有する資金調達が可能な方
- ・町内会の加入等、地域活性化に対する活動に積極的に参加する意思を有する方

助成内容

- ・新築住宅建築（建築費用の5%以内） 上限額100万円
※町内の建設事業者が建築を請け負うものに限ります。
- ・中古住宅購入（購入費用の5%以内） 上限額50万円
※住宅性能を向上させる改修を行う場合は、最大10万円の加算金が加算されます。
- ・町有分譲宅地（土地購入費用実費分） 分譲情報はこちら→
※分譲宅地取得後、2年以内に住宅を建築する必要があります。

申請期間

令和8年5月1日(金)から令和8年12月25日(金)まで

申請方法

売買契約締結後に下記関係書類を添付の上、上記期間内に中に申請してください。

- ①若年層住宅取得補助金交付申請書(様式1)
- ②定住誓約書(様式2)
- ③世帯全員の住民票謄本及び納税証明書
- ④取得する新築住宅、中古住宅、町有分譲宅地売買契約書の写し
- ⑤改修工事を行う場合は、その内容がわかる書類
- ⑥その他町長が必要と認める書類

注意事項

- ・令和8年1月1日以降に取得した住宅、土地が対象となります。
- ・助成金は対象となる住宅、土地取得後に精算払いにてお支払いします。
※土地取得に関しては、該当となる土地に住宅を建築した後にお支払いとなりますので、計画的な資金調達をお願いいたします。

(町のHP)



問合せ先

白老町役場 企画政策課 政策推進係
TEL 0144-82-8213

町有分譲地購入の申込先

白老町役場 会計課 契約管財係
TEL 0144-82-2724